

11月11日～17日は「税を考える週間」です

☎本所課税課☎内線206または本所納税課☎内線219へ

◆納付方法

①口座振替

預貯金口座から、納期ごと自動的に振替納付する方法です。希望する方は納付書と通帳、通帳印をお持ちの上、金融機関窓口でお申し込みください。忙しくて納付に行く時間がない方や納め忘れが心配な方には、口座振替をお勧めします。

②窓口での納付

鶴岡市内に支店等がある金融機関（東北地方のゆうちょ銀行〈郵便局〉を含む）や本所納税課、各地域庁舎市民福祉課の窓口で納付する方法です。納付の際は納付書を忘れずにお持ちください。

③ゆうちょ銀行（郵便局）からの払込み

郵便局専用の払込用紙に住所・氏名・収納番号（通知書番号）・税目・納期・金額を記入の上、郵便局から払い込みください（全国の郵便局で払込み可）。払込用紙は本所納税課にあります。

☎①～⑤納税課収納管理係、⑥課税課市民税係・諸税係

④コンビニエンスストア等での納付

提携している全国のコンビニエンスストア等（納付書裏面に記載）で納付する方法です。市役所の閉庁日や金融機関等の営業時間外でも納付できます。

納付できる税目は、市・県民税（普通徴収分）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税です。



⑤eLTAX（エルタックス）での電子納税

令和元年10月から地方税の共通納税システムによる電子納税がスタートしました。対象は個人市民税の特別徴収と法人市民税です。eLTAXのホームページから利用の手続きをお願いします。

⑥年金からの差引き（年金特徴）

その年の4月1日に65歳以上で年金受給額が年額18万円以上の方は、個人市民税と国民健康保険税が、条件によって年金から差し引かれる場合があります。

◆分割納付

☎納税課納税係

災害に遭った方、失業や病気等で収入が減り生活に困っている方等が、状況に応じて税金を分割して納付できる制度があります。制度の適用には要件がありますので、ご相談ください。



◆延滞金と滞納処分

☎納税課納税係

納付期限までに納めない場合、税金に延滞金が加算されます。

今年1月1日～12月31日の延滞金は、納付期限の翌日から1か月を経過する日までが年2.6%、それ以後が年8.9%の割合で、納付日までの日数に応じて計算されます。これ以前の延滞金の割合を

知りたい場合はお問い合わせください。

また、督促状を発した日から10日を経過しても完納されない場合、滞納した方の不動産や動産（家財等）、預貯金等の財産の差押えや公売を行うことがあります。

事業主・法人の方へ

地方税の電子申告、電子申請・届出、電子納税には、eLTAX（エルタックス）が便利です。詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。

- ▷個人市民税…各支払報告書、特別徴収に係る関係書類
- ▷固定資産税…償却資産申告
- ▷法人市民税…各種申告書、異動届出書等

令和元年度納税標語最優秀作品

納税で 支えるこのまち 守る未来

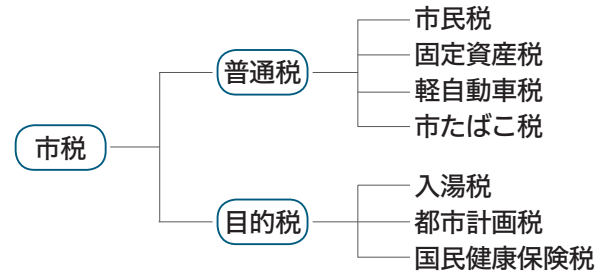
暮らしを支える税

税金には国税・県税・市税があります。ここでは、市の重要な財源である主な市税とその納付方法等について紹介します。

◆市税のあらまし

市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路等の社会基盤の整備、教育・産業の振興等、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源になっています。

市税には、右の図のように税目ごとに使い道が特定されている目的税と、特定されていない普通税があります。



◆市民税

個人に課税される個人市民税と、会社等の法人に課税される法人市民税があります

◇個人市民税

関課税課市民税係

1月1日現在、市内に住所がある方で前年に一定の所得があった方と、住所はなくても市内に事務所等を構えている方に、県民税と合わせて課税されます。

税額は、前年の所得額に応じて課税される所得割と、平等に負担してもらう均等割（市民税3,500円・県民税2,500円）の合計額です。

◇法人市民税

関課税課諸税係

法人市民税には、均等割と法人税割があります。

▷均等割…資本金等の額と従業員数に応じて課税。

年額5万円～300万円

▷法人税割…課税標準となる法人税額の12.1%

※令和元年10月1日以降に開始する事業年度から8.4%に切り替わります。

◎均等割・法人税割ともに課税される法人…市内に事務所や事業所等を設けている法人、または人格のない社団等で収益事業を営むもの

◎均等割のみ課税される法人…市内に事務所や事業所等はないが寮等がある法人等

◆固定資産税

1月1日現在の土地、家屋、償却資産(事業に使う機械、器具、備品等)の所有者に課税されます

◇土地と家屋

関課税課資産税評価係

土地と家屋については、基準年度（3年ごと）に評価替えを行う制度が採られています（次回は2年後に実施）。基準年度の評価額は原則として3年間据え置かれますが、地価の下落が認められる場合は、基準年度以外の年度でも評価額を見直します。また、基準年度後に家屋の新築や増築、土地の用途変更等があった場合は、新たに評価を行って評価額を決定します。

なお、土地については、前年に比べ税額が急激に増えないよう負担調整を行っています。そのため、評価額より現在の課税標準額が著しく低い場合は、地価が下がっても税額が増える場合があります。

◇償却資産

関課税課資産税管理係

固定資産税の償却資産は、土地及び家屋以外の事業用資産のうち、所得税と法人税を計算するための会計方法で減価償却の対象とされる資産です。ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものや、自己所有家屋の改装等に伴う建築設備などの更新等は対象外です。

評価額は、資産の取得価額を基にその資産の経過年数に応じた減価計算を毎年行い決定します。償却資産の所有者は、所得税等の申告とは別に、毎年1月1日の状況を市に申告することとなっています。



◆都市計画税

関課税課資産税評価係

都市計画法で指定された市街化区域と、市税条例で定められた区域の土地と家屋に課税され、固定資産税と一緒に徴収されます。街路や公園の整備等の都市計画事業や土地区画整理事業に使われています。

◆国民健康保険税

関課税課諸税係

国民健康保険事業に使われる税金です。医療費の給付等に充てられる医療保険分、後期高齢者医療制度を支える後期高齢者支援金等分、介護サービスに充てられる介護保険分で構成されています。

令和2年4月1日採用予定 荘内病院職員採用試験

☎荘内病院総務課 ☎26-5111内線6341

■募集職種・受験資格

- ▷ 薬剤師（大卒程度）…昭和60年4月2日以降に生まれ、薬剤師免許を取得している方及び令和2年4月までに取得見込みの方
- ▷ 看護師【助産師】（短大卒程度）…昭和50年4月2日以降に生まれ、看護師免許を取得している方及び令和2年4月までに取得見込みの方
※看護師免許と併せ助産師免許を取得している方及び令和2年4月までに取得見込みの方も募集。

■試験日時

12月22日⑩午前10時

■試験会場

同院

■申込み受付

- ▷ 11月1日⑩～29日⑩に、申込書を同院総務課へ（郵送の場合、29日⑩までの消印有効）
- ▷ 市HP「電子申請」からも手続きができます

■試験案内・申込書等の交付

- ▷ 同院総務課及び市役所本所職員課で交付
- ▷ 郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験案内請求」と朱書きし、140円分の切手を貼った返信用封筒（宛先を明記した角形2号封筒。折り畳んでもかまいません）、応募職種・連絡先のメモを同封して、同院総務課（〒997-8515市内泉町4-20）へ
- ▷ 同院HP「職員募集」及び市HP「人事・職員採用」からダウンロードすることもできます



市政



荘内看護専門学校 看護学生募集（一般入試）

☎高校を卒業した方及び来年3月に高校卒業見込みの方、高校卒業と同等以上の学力があると認められた方20人

■修業年数 3年（昼間） ■願書受付 12月16日⑩～来年1月8日⑩午前9時～午後5時（年末年始を除く。8日⑩必着） ■試験日時・科目 1次試験：1月24日⑩午前9時（国語（古典を除く）、数学Ⅰ、英語Ⅰ・Ⅱ） 2次試験（1次試験合格者のみ）：25日⑩午前9時（小論文、面接） ■試験会場・申同校 ☎22-1919

年金・医療



年末調整や確定申告に向けて 国民年金のお知らせ

▼年末調整や確定申告のときは 今年中に納めた国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象です（過去の保険料や、同一生計家族の保険料を納めた場合も同様）。領収証書や日本年金機構で発行する控除証明書を準備ください（添付が義務付けられています）。

▼社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について 11月上旬に、日本年金機構から控除証明書が送付されます。10月以降に納付した保険料については、申告の際、領収証書を添付してください

介護保険料・後期高齢者医療保険料 の口座振替額通知書をお送りします

介護保険料・後期高齢者医療保険料の口座振替額通知書（今年1月～11月分）を12月中旬までにお送りします。所得税の確定申告等にご利用ください。なお、年末調整のために納付金額を知りたい方はお問い合わせください。

☎本所長寿介護課 ☎内線183、本所国保年金課 ☎内線126または各地域庁舎市民福祉課へ

さい（10月以降に今年初めて保険料を納付した方の証明書は、来年2月上旬に送付されます）。

☎鶴岡年金事務所 ☎23-5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

市長の 一筆入魂

(22)

亀が逃げた。水槽の水替えをしている最中、ほんの一瞬目を離した隙を、慌てて刃りを見回したのだが、時間ばかりが過ぎていく。

子供の頃も亀を飼っていた。湯尻川で父が見つけたきたものをたらいに入れて。数年もすると体が大きくなり、たらいを越えて逃げ出して家中を探し回った。小学生の私は、父と共に亀を池に放すことを善賢寺に相談に行った。まだ貝喰の池の人間魚が話題になる前だったように思う。

9月18日、善賢寺公衆トイレの建替えを支援する補助金を含んだ補正予算案が、市議会予算特別委員会産業建設分科会の審査の結果、否決された。善賢寺からは市担当課に対し、平成30年7月に補助金による支援の要望があり、継続して検討、協議が行われてきた。

本市は、本年5月、善賢寺の五百羅漢堂などが構成文化遺産と認められ、日本遺産「北前船寄港地・船主集落」に仲間入りしている。9月12日には庄銀タクト鶴岡を主会場に全国フォーラムが開催され、一連の行事の中で加茂地区の大黒舞などが披露された。善賢寺の築40年以上経過した二つの屋外トイレを一つに集約し、日本遺産もPRしつつ多くの観光客に使ってもらう、県のバリアフリー化推進補助金（200万円）の交付の見通しが立ったこともあり、これも含め総事業費の3分の2（1,400万円）を、観光振興のために補助することにしたのだった。地元との調整もついているとの報告を受けており、正直なところこの案件が争点になるとは思いもしていなかったが、

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！ 知っておきたい国民年金のこと

鶴岡年金事務所 ☎23 - 5040、本所国保年金課 ☎内線113または各地域庁舎市民福祉課へ

◆国民年金制度とは

老後の生活や障害を負ったときなどに備え、国の負担と加入者が納めた保険料によって、国民全体でお互いを支え合う国の制度です

◆加入対象者

国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての方

◆保険料

月額1万6,410円(令和元年度)



◆保険料の納付方法

第1号被保険者には、日本年金機構から納付書が送付されます。口座振替やクレジットカード納付、前納制度を利用すると納め忘れがなく便利です

◆前納制度の例(申込み期限あり)

◇現金で1年分を一括で納付…3,500円割引

◇口座振替で1年分を一括で納付…4,130円割引

◆保険料の納付が困難な方は

納付が免除または猶予される制度もあります

◆こんなときは届出が必要です

年金手帳と本人確認書類(免許証等)をお持ちください

被保険者区分	変更理由	届出先
第1号被保険者…自営業者、農業・漁業従事者、学生、無職の方等	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第2号被保険者…会社員、公務員等(厚生年金加入者)	退職したとき	市役所
	退職して配偶者(第2号被保険者)の扶養になったとき	配偶者の勤務先
第3号被保険者…第2号被保険者の扶養となっている配偶者	▷配偶者が退職したとき ▷配偶者の扶養から外れたとき ▷離婚したとき ▷配偶者が65歳になったとき	市役所
	就職して厚生年金に加入したとき	勤務先
	配偶者の勤務先が変わったとき	配偶者の勤務先

◆国民年金にはこんな給付があります

▷**老齢基礎年金** 保険料を納めた期間等の受給資格期間が10年(120月)以上ある方が、原則として65歳から受け取る年金

▷**障害基礎年金** 病気やけがで体に障害が残った場合、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**遺族基礎年金** 国民年金の被保険者が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」で、一定の支給要件を満たす方が受け取る年金

▷**その他の国民年金独自給付** 寡婦年金、死亡一時金、短期在留外国人の脱退一時金 等

鶴岡年金事務所年金相談

◆**平日相談** 月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(月曜日は午後7時まで)

※予約ができます。

◆**休日相談** 毎月第2土曜日 午前9時30分～午後4時

※完全予約制です。

◆**持ち物** 年金手帳、身分証明書、本人以外の場合は委任状と代理人の身分証明書

▼**児童手当** 対 中学3年生までの児童を養育している方 ■支給月額 ▼0歳～2歳：1万5,000円 ▼3歳～小学校修了前(第1子・2子)：1万円 ▼同(第3子以降)：1万5,000円 ▼中学生：1万円 ▼所得が一定額を超える場合：5,000円

■**支給日** 6月・10月・2月の15日

■**支給期間** 児童が15歳に達した年度末まで

▼**児童扶養手当** 対 離婚等でひとり親になった場合や、児童の父または母に一定の障害がある場合等で児童を養育している方(受給者等の所得で異なり、所得が一定額を超える場合は支給されません) ■支給月額 ▼第1子：4万2,910円 ▼第2子：1万1,200円 ▼第3子：1万1,200円

子育て・教育 児童に関する 各種手当のお知らせ



議会側の主張にはもつともな点がある。「補正予算で対応する緊急性はなく当初予算に計上すべき」など何点ものご指摘をいただいた。

話は変わるが、9月17日、旧朝日村大網の大日坊を訪問した。鎌倉時代の建立と言われ、仁王門としては国内最古とされる「大日坊仁王門」などの説明を受け、今後の文化財保全・活用について思いを巡らせた。9月22日は、三神合祭殿前広場での出羽三山シンフォニーへ。台風が近づきつつある影響で会場は羽黒体育館に変更されたが、自然と信仰のお山と山形交響楽団との共演に心地よく耳を傾けた。

荘内神社や鶴岡天満宮はもとより、私の集落の稲荷神社まで、鶴岡市民はそれぞれの信仰の場を自然と共に大切に守り伝えて来た。善寶寺の様に、観光客をお迎えするための施設としてのトイレ整備の必要性に異議を唱える人はいないだろう。課題となるのはその手法である。民間の宗教法人が自ら整備するのか、観光行政における官民の役割分担が問われる。今回は、民間への県・市による補助という手法を提案した。市議会が指摘する、どのような施設であれば補助対象となるのか、補助の水準が妥当かなどの精査は、今後の類似施設への展開を踏まえれば大事な点である。

市議会9月定例会においては、執行機関として議会の判断を重く受け止め、善寶寺への補助の部分を除き、民間のトイレへの支援の在り方、整備手法を含め、観光振興に資するトイレ整備の在り方について更に検討することとしたのだ。議会側のチェック、執行機関側の市行政の改善、その対話で私たちの街は公平・公正な市政へ、前へ進み、変わっていく。我が家の亀はその後花壇の茂みの中で発見されたのだ。

皆川治

2子：1万1400円〜5、0700円
▽第3子以降：6、0800円〜3、0400円 ■支給日 奇数月の11日（これまで年3回の支給でしたが、11月から年6回、各2か月分の支給に変更されます） ■支給期間 児童が18歳に達した年度末まで（障害児は20歳に達した月まで）

▼特別児童扶養手当 ①身体や精神に重度〜中度の障害がある児童を在宅で養育している方（受給者等の所得が一定額を超える場合は支給されません） ■支給月額 ▽1級障害：5万2、200円 ▽2級障害：3万4、770円 ■支給日 4月・8月・11月の11日 ■支給期間 児童が20歳に達した月まで

「189（いちやぐ）小さな命に待たない」
11月は児童虐待防止推進月間です

▼共通 ①本所子育て推進課☎内線150または各地域庁舎市民福祉課へ
児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。あなたの1本の電話で救われる子供がいます。そして、子育てに悩む保護者を支援する大きな一歩になります。虐待かと思ったら、すぐに連絡・相談してください。連絡者や内容に関する秘密は守られます。

■困ったときはまず相談を（連絡先）
▽子ども家庭支援センター（にこ〜こふる）☎25・2741 ▽庄内児童相談所☎22・0790 ▽児童相談所全国共通3桁ダイヤル☎189

税・生活・その他



事業主の皆さんへ個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、事業主が従業員に毎月支払う給与から市・県民税を差し引き、従業員に代わって、各従業員の1月1日現在の住所地である市町村に毎月納入する制度です。地方税法の規定によって、所得税を源泉徴収する義務がある事業主には、原則として従業員の市・県民税を特別徴収する義務があります。「退職した」「不定期雇用である」といった特段の理由がない限り、事業主や従業員の希望で普通徴収（個人で納付）を選ぶことはできません。

▼特別徴収のメリット 従業員は金融機関に向いて納める手間がなくなり、納め忘れの心配もありません。また、普通徴収の納期は年4回ですが、特別徴収の納期は年12回なので、従業員の1回当たりの負担額が少なくなります。▼納期の特例 従業員が常時10人未満の事業所等は、申請によって、納期を年2回にまとめることができます。

■住民票やマイナンバーカード等に旧姓（旧氏）を併記できます
11月5日④から必要書類を添えて申請した方に限り住民票やマイナンバー

カード等に旧姓（旧氏）を併記できます。①本所市民課☎内線108または各地域庁舎市民福祉課へ

市営住宅等入居者募集

朝日	鶴岡	住宅名	間取り等	戸数
名川特定公共賃貸住宅	みどり住宅	ちわら住宅	3DK（子育て向け）	2
木造2階建2階・3LDK	2階・3DK	美原住宅	3階・3DK	1
3階・3DK	2階・2LDK	稻生住宅	2階・2LDK	1
3階・3DK	3階・2LDK	鶴岡	3階・3DK	1
2階・3DK	3階・3DK	大山住宅	2階・3DK	1
3階・2DK	3階・3DK	3階・3DK	3階・3DK	1
3階・3DK	3階・3DK	3階・3DK	3階・3DK	1
3階・3DK	3階・3DK	3階・3DK	3階・3DK	1

■入居時期 来年1月中旬以降 ①11月1日②20日③本所建築課☎内線483または朝日庁舎産業建設課へ

「ひとつずつ いいわ〜で確認 火の用心」
秋の火災予防運動

11月9日④から15日⑤までの1週間、秋の火災予防運動を実施します。これからの時期、暖房器具など火を取り扱う機会が多くなります。一人ひとりが火災予防を心掛け、安全で安心して生活できる地域を目指しましょう。

付いていますか？
住宅用火災警報器

火災による逃げ遅れを防ぐために、

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。消防本部管内（本市・三川町）の今年6月1日現在の設置率は80%です。まだ設置していない家庭は、早急に設置してください。また、電池切れや電子部品の劣化によって、警報器が火災を感知しなくなることがあります。設置から10年を目安に本体の交換をお勧めします。

■設置場所 全ての寝室（2階に寝室がある場合は階段の上部にも設置が必要）。台所への設置は任意 ①消防本部予防課☎22・8332
不審な漂流物等を見つけたら近づかず通報を！

木造船等の不審な漂流物を見つけたら、近づかず、すぐに通報してください。また、不審人物の目撃情報があった場合は防災無線で放送しますので、家の戸締まりをして不要な外出を控えるなど注意してください。

▽陸上は110番（警察）
▽海上は118番（海上保安庁）
①本所防災安全課☎内線185
けがをした野生の鳥獣などを見つけたら

野生の鳥獣は、様々な病原菌を持っている場合がありますので、決して触らないでください。けがや衰弱した野生鳥獣は、弱ついても自然に回復する力を持っています。そのまま見守つ

てください。

重症と思われる場合は、本所農山漁村振興課☎内線559、各地域庁舎産業建設課または庄内総合支庁環境課にご連絡ください。

鳥インフルエンザ防疫対策のため施設利用を休止する場合があります

本市では、市内の家きん飼育農場で鳥インフルエンザが発生した場合、次の施設を防疫対策のための現場事務所として利用します。その際は、安全確保のため通常の施設利用を休止しますので、ご理解とご協力をお願いします。
■対象施設 藤島体育館 ■期間 防疫対策開始から5日間程度 ■本所農政課☎内線579

銃による狩猟自粛区域について

集落や工業団地が近接している区域での銃による狩猟は大変危険です。近隣住民等、往来者の人身事故防止のため、次の河川等の周辺では銃を使った狩猟の自粛をお願いします。
また、発砲音・空撃きよう等で迷惑にならないよう、狩猟者は法令とマナーを遵守してください。

場▽内川：寿集落南端から庄内南工業団地村東橋までの区間 ▽大山川：中柳原集落今世橋周辺、石山・楯川原集落津利橋周辺 ▽京田川：長沼十文字集落周辺 ▽羽黒地域：高寺周辺用排水路 ■本所農政課☎内線588

市有不動産を一般競争入札で売却します

物件所在地(市内)	面積(登記地籍)
1 宝田一丁目6・23	187.55㎡
2 355万9,000円	

11月22日☎午前10時 場市役所本所4階ロビー ■11月18日☎まで本所契約管財課☎内線342へ 他市HP

公園等の整備費に充てるため市有緑地を先着順で売却します

物件所在地(市内)	面積
1 城南町10・19	188.20㎡
2 城南町10・17他	164.83㎡
3 大塚町36・14	120.44㎡
4 大塚町34・26	375.00㎡
5 布目字宮田16・4他	120.52㎡
6 308万円	

11月8日☎から本所都市計画課☎内線462へ 他市HP

排水設備工事責任技術者登録の更新申請について

山形県下水道協会に登録があり、登録の有効期限が来年3月31日☎となっている責任技術者は、登録更新の手続きが必要です。

更新申請 11月1日☎～29日☎に上

下水道部水道課☎23・7732へ
一般財団法人自治総合センターの助成事業
宝くじの助成金で整備しました

同センターが実施する宝くじの社会貢献広報事業のうち、コミュニティ助成事業で、次の整備を行いました。

▼地域防災組織育成助成事業 ■消防団員用装備整備(林野火災用消火水のう43台) ■消防本部警防課☎22・8320

市役所本庁舎耐震補強工事のお知らせ

強い地震が発生した場合でも市役所が防災拠点として使えるように本庁舎の耐震補強工事を行っています。

来庁する皆様には騒音や振動、駐車場の狭あい、通行規制などで迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

■工事期間 令和3年3月19日まで(予定) ■工事内容 室内へのブレースの設置、壁の増し打ち補強、柱の補強など ■本所契約管財課☎内線335

農産物等の販路拡大に取り組んでみませんか

対農業者が中心の団体、農協、直売組織、農業生産法人などが行う、首都圏等の県外で開催される商談会への出席、バイヤー等との商談などの販路開拓活動 ■補助金額 補助対象経費の2分

の1以内(上限は国内10万円、海外25万円) ■本所農政課☎内線589または各地域庁舎産業建設課へ 他市HP
農業用ため池の所有者は届け出てください

近年、豪雨等により多くの農業用ため池が被災し甚大な被害が発生しています。

決壊による災害を防ぐには施設の情報適切に把握する必要がありますため、施設の設置や廃止等がありましたら速やかに届け出てください(今年7月1日以前に設置された施設は11月20日☎まで)。

対農業用ため池の所有者(今年7月1日以前に設置された施設は、所有者もしくは管理者) ■対象施設 農業用に利用される全てのため池(現在未利用でも過去に農業用に利用され、今も利用可能な場合も含む) ■本所農山漁村振興課☎内線596または各地域庁舎産業建設課へ

瓦屋根ブルーシート応急対策支援事業の対象拡大・申請期限延長

山形県沖地震で被災した住宅の瓦屋根ブルーシート応急対策支援事業について、破損したブルーシートや土のうの修繕も補助対象とします。

また、申請期限を11月29日☎までに延長します。
■本所土木課☎内線475または各地域庁舎産業建設課へ